

静岡県告示第55号

静岡県認定訓練助成事業費補助金交付要綱（昭和57年静岡県告示第904号）の一部を次のように改正する。

令和元年5月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
第10 (略)	第10 (略) 第11 <u>消費税仕入控除税額等に係る取扱い</u> 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、 <u>消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。</u> (1) <u>交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額</u> 当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。 (2) <u>実績報告における消費税仕入控除税額等の減額</u> 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（1）により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額を補助金額から減額して報告すること。 (3) <u>消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還</u>

<p><b>第11</b> (略)</p>	<p><u>②に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は②により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第10号による消費税仕入控除税額等報告書により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。</u></p> <p><b>第12</b> (略)</p>
-----------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中

「(1) 金 額 円」を

「(1) 金 額 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)

円 - 円 = 円」に改める。

様式第6号中

「補助金の額 金 円」を

「金 額 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)

円 - 円 = 円」に改める。

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第10号（用紙 日本工業規格A 4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名 ㊤

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた認定訓練助成事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額 金 円  
( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） 金 円

(注) 記載内容が確認できる書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合が確認できる資料等）を添付すること。

## 附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。